



契約をしたけれど、やっぱりやめたいんですが...



1 クーリング・オフ (一定期間は無条件で解約できます)

※ ② 通信販売はクーリング・オフができません。返品特約 (返品ルール) をよく確認しましょう。

■ 正しく記載された書面 (申込書面または契約書面) を受け取ってから以下の期間中は無条件で解約できます。

※ 書面に不備がある場合、書面を受け取っていないものとみなされます。

- | | | |
|-------------|--------------|----------|
| 8日間 | ① 訪問販売 | ③ 電話勧誘販売 |
| | ⑥ 特定継続的役務提供 | ⑦ 訪問購入 |
| 20日間 | ④ 連鎖販売取引 | |
| | ⑤ 業務提供誘引販売取引 | |

クーリング・オフ



クーリング・オフをする時のハガキ (契約解除通知書) 記載例

郵便はがき □□□□□□	○○市○○○番地	契約解除通知書 ● 契約 (申込) 年月日 ○○年○月○日 ● 販売会社 ○○会社 ● 担当者名 ○○ ● 商品名 ○○○○一式 ● 契約金額 ○○○,○○○円 右の契約を解除いたします。 ○○年○月○日 住所 氏名
切手 簡易書留 又は 特定記録 自分の住所 自分の氏名 □□□□□□	○○会社 御中	

ハガキを出すときの注意!

ハガキを出す前に両面をコピーし、出すときは簡易書留などで記録 (控え) が残るようにしましょう。(ハガキのコピーと控えは失くさないよう大切に保存しておきましょう。)

